

2017年5月25日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

平成29年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

2 追悼式出席者に対する旅費支給

追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給について、その可否及び問題点について引き続き協議する。

3 国立ハンセン病資料館の運営委託先に関する入札条件の変更

既に当交渉団からの要請書とこれに対する本年3月31日付回答書により、厚生労働省健康局難病対策課長名にて、当交渉団に一律に意見照会をしなかったことにつきお詫びが表明されているところであるが、改めてその趣旨を確認し、厚生労働省として陳謝されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基

本合意書」参照)。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

退所者及び非入所者の高齢化に伴い医療及び介護等福祉サービスへの需要が高まっている現状に鑑み、社会内において、ハンセン病に起因する後遺症に対応し、かつ偏見差別を受けることのない、適切かつ十分な医療や介護等福祉サービスを享受することができるよう、地方自治体と協力し、必要な制度改革や運用改善に取り組まれない。

とりわけ、下記事項を重点課題とされたい。

- ア 足底穿孔症の治療及びその予防としてのフットケアの訪問看護制度の、平成30年度中の実現。
- イ 介護等級あるいは身体障害等級の認定において、知覚麻痺、運動機能障害等のハンセン病に特有の後遺障害が、十分かつ適切に反映されるよう、地方自治体、指定医等に対する指導及び研修を実施すること。

3 回復者等相談事業の拡充について

ハンセン病回復者に対する社会的偏見・差別の解消及び退所者・非入所者等の社会的支援のため、下記事項を重点課題として、さらなる相談事業の拡充をされたい。

- ア 平成28年度には、退所者・非入所者の実情に応じた相談・研修会・支援サポートネットワーク構築等を目的として、ピアサポーターによる「社会啓発推進・相談事業」が発足したところであるが、同制度がさらに十分かつ円滑に運用されるよう、退所者・非入所者とのきめ細やかな意見・情報交換を行うとともに、同制度に対する十分な予算措置を講じられたい。
- イ 退所者、非入所者の居住分布及び生活実態に応じて、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。とりわけ、沖縄県については、離島居住者に十分対応しうる人数のソーシャルワーカーを配置されたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じ、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策が、平成30年度中に創設されるよう、その検討及び準備をすすめられたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること、また、平成26年11月18日に参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていること等に基づき、医師給与（俸給またはそれに代わる諸手当）の抜本的増額、当直手当等諸手当（応援当直の確保による常勤医師の負担軽減）等の改善など「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含めた様々な工夫により、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

（趣旨・理由）

13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146名であるところ、現員は112名（平成29年4月1日現在）に留まり、また、ハンセン病療養所での診療実態に鑑みれば実際上の常勤医は一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には未だほど遠い現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。現在、副園長がいない園が5つある（松丘保養園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、奄美和光園）。医師が不足となれば、管理職たる園長等にとって当直も重い負担となるのであり、他の医師の確保が必須である。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2016年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2100万円、副院長約1970万円、医師約1490万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

上述のとおり、国立ハンセン病療養所の医師の欠員補充については平成26年11月1

8日参議院厚生労働委員会が特に附帯決議を行っており、国立ハンセン病療養所の現場の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における従前の確認事項に基づき、抜本的な取り組みが求められる。

3 職員問題について

- (1) 平成26年8月15日に統一交渉団と厚生労働省との間で締結された合意書の確実な実施に引き続き取り組むことを確認されたい。
- (2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても埋まらない欠員状況が続いている。期間業務職員の募集等については昨年度より一定の制度的な対応がなされたものの、問題の解決に至っていない。かかる欠員状況を解消されたい。また、欠員状況に関する原因及び今後の見通し・取組方針について説明されたい。
- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったことに起因し、同一労働同一賃金の原則に合致しない状況がなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく、その具体的状況に応じて必要な場合は期間業務職員等の職員を確保することとされたい。
- (5) 上記(1)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(特に、平成31年度以降に関する定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制)について協議するための作業部会を開催されたい。

4 大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園入所者が、大島青松園において、終生、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むためには、船舶(官用船及び民間委託船)の運航が円滑かつ安定的に行われるとともに、利便性が向上することが不可欠であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 平成28年度協議会における下記確認事項の早急なる実現に向けて、引き続き努力されることを要望する。
 - ア 多数の一般の訪問者の安全性を確保しながら官用船を運航するため、関係省庁及び関係自治体との連携協力のもと、必要な人員配置及び施設整備を行

い、早期に一般旅客定期航路事業の認可取得をすること。

イ 大型官用船「せいしょう」及び大型民間委託船が、円滑かつ有効に稼働できるよう、関係自治体と連携協力のもと、早急に、民間委託船と同時停泊可能な棧橋等施設の改善整備を行うこと。

(趣旨・理由)

- ・ 高松便(官用船)・庵治便(民間委託船)の増便及び船長・機関長の海事職化等の船員職員の雇用確保に向けた、この間の厚労省のご尽力とご努力は、高く評価する。

また、官用船の一般旅客定期航路事業の認可取得に向けた取組みについても、大島青松園入所者としては、評価するとともに、大いに期待を寄せているところである。

- ・ しかしながら、棧橋の整備・拡充については、長年の課題でありながら、実現に至っていないのが現状である。とりわけ、大型官用船「せいしょう」及び大型民間委託船が同時に棧橋を利用することができないという問題を抱えており、このため、多数の施設見学者や来訪者を迎えることが困難であり、また、「せいしょう」を高松港に停泊させなければならないため、「まつかぜ」のトラブル等の緊急時の対応に大きな不安要因を抱えている。

- ・ 平成28年度には、社会交流会館が完成し、地域社会に開かれた大島青松園として、今後も、多くの施設見学者及び来訪者の来島が予想される場所である。

このため、官用船の安定かつ安全な運航のため、一般旅客定期航路事業の認可取得と、大型官用船、大型民間委託船の有効活用が可能となる棧橋等の設備・施設の改善は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。関係省庁・関係自治体との連携協力をさらに強化し、早急に上記課題の実現をされたい。

5 入所者の臨床・生活上の倫理・人権問題を扱う委員会組織について

この問題については、昨年度の定期協議の結果に基づいて、昨年10月、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取り組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

第4 将来構想

1 現状認識

療養所の将来構想を現実的なものとするうえでも、療養所の永続化は極めて重要である。

既に昨年度の定期協議において、「療養所施設(敷地及び史跡・歴史的建造物を含む)の永続化に向けて取り組む」ことが確認されているが、納骨堂、歴史的建

造物、社会交流会館を除いては、どの範囲でどのような形で永続化を図るのか、その運営主体をどうするのかについては具体化が進められていない。

2 要求事項

こうした現状を打開し、永続化に向けての取組みを確実なものにしていくためには、

- ① 療養所の永続化の法的根拠を整備し
- ② 療養所の永続化が国の責務であることを確認したうえで
- ③ 将来的に地方公共団体への法定委託を可能にすること

等を内容とする「ハンセン病問題基本法」の改正を検討すること、及びそのための意見交換会を引き続き開催することを確約されたい。

第5 真相究明

1 各療養所にある歴史的建造物・史跡等の保存

(1) 補修計画の実行

平成26年度の確認事項では、現状維持のために緊急に補修を要するものを選定し、その補修対象物については、27年度から3年以内を目途にした補修完了を達成できるようできるだけ努力することとされている。これに基づき、27年度は菊地恵楓園の監禁所、長島愛生園の回春寮、28年度は多磨全生園の旧図書館、奄美和光園の旧納骨堂、につき、補修を行うこととされていたが、29年度に入った現在、この4箇所のうち補修完了しているのは、長島愛生園の回春寮だけである。

3年計画の最後の年である今年度は、栗生楽泉園の青年会館、星塚敬愛園の旧納骨堂が補修対象と計画されているが、前前年度からの補修工事がこのように遅延した状況では、今年度対象分の達成もおぼつかない。

本協議会はハンセン病違憲国賠訴訟の基本合意に基づいて設置されたものであり、その協議会の確認事項として国が約束した事項は、単なる行政計画ではない。統一交渉団との信義にかかわるものであり、ハンセン病問題についての国の真摯な謝罪の姿勢を、確認事項の履行をもって証明していくものである。

補修工事の遅れについては、昨年度協議会でも厳しく問題にし、28年度確認事項でも、補修工事が計画どおり実施されるよう早急に手続に入る、と約束された。しかし、今年も同じ指摘をしなければならないことに憤りを感じる。

まずは、このように計画実施が遅れている理由について説明し、その遅延

を取り戻すために、これまでどのような努力をされたのか、今後はどのような段取りで計画遂行にあたるのか、十分な説明をいただきたい。

(2) 補修事業の継続

平成27年から計画に入った上記6点の対象物は、27年の時点で特に緊急補修を行う優先度の高いものであった。しかし、各療養所には、ハンセン病問題の歴史を伝える様々な建造物・史跡があり、療養所の永久保存を目指す道筋の中で、国の責任として、修復等を行って保存すべき対象物は、この6点に限らない。

また、緊急補修計画を開始した27年の時点から3年近く経過する中で、風水等の自然災害により劣化が進み、上記6点以外にも、緊急補修の必要性が高まっている対象物もある。

従って、上記6点に関する緊急補修事業が29年度で完了した後も、引き続き、各療養所内の上記6点以外の歴史的建造物・史跡について緊急補修の検討と補修実施ができるよう、30年度以降の補修事業の継続と予算確保を求める。

2 社会交流会館の充実について

昨年度の確認事項では、社会交流会館の啓発活動のための資料整理及び展示に関し、学芸員派遣を含めた国立ハンセン病資料館からの支援と予算確保が約束されている。また、療養所の将来構想の実現や永続化にとって重要な社会交流会館の運営の充実化に向けて、その運営費を確保するため、予算化に向けた検討を進める、と約束された。

この点について、29年度に予定されている学芸員配置、社会交流会館運営費予算化の内容を説明し、充実化に向けた今後の方向性を示されたい。

3 国立ハンセン病資料館の取組方針

ハンセン病資料館等運営企画検討会が平成29年3月にとりまとめた「普及啓発に関する提言」をふまえて、厚生労働省が同月に発表した「厚生労働省としての当面の取組」の中の下記の点について、その趣旨を説明されたい。

- 国立のハンセン病資料館による次年度計画の策定に資するよう、次年度の取組方針を年度開始前に設定し、国立のハンセン病資料館に提示する。取組方針の作成に当たっては、ハンセン病問題対策協議会の確認事項の内容を踏まえるとともに、国立のハンセン病資料館との意思疎通を十分に図るものとする。

4 旧菊地医療刑務支所

昨度の確認事項では、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が国の責務であり、厚生労働副大臣から法務省に対して、保存について連携協力を要請し、厚生労働省と法務省との協議を行う、と約束されている。

昨年以降、法務省とどのような連携あるいは協議を行ったのか、説明されたい。

以上